

# 政策評価に関する有識者会議 開催要項

平成 15 年 9 月  
厚生労働省政策統括官決定  
平成 18 年 2 月改正  
平成 20 年 2 月改正  
平成 23 年 3 月改正

## 1 趣旨

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）や「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。これらを踏まえ、厚生労働省が行う政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として、専門家の参集を求め、政策評価に関する助言等を得るため、「政策評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催することとする。

## 2 検討事項

会議においては次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 厚生労働行政に係る政策評価手法等について
- ② 厚生労働省の政策評価体制について
- ③ 特定のテーマごとの政策評価の手法について
- ④ その他

## 3 会議の運営

- (1) 会議は、政策統括官が学者、研究者等の参集を求めて開催する。なお、会議の参集者は、厚生労働省における政策評価に関する基本計画の期間を参考に定期的に見直すものとする。
- (2) 2に掲げる検討事項のうち、専門の事項を調査するため必要があるときは、ワーキンググループを編成することができる。また、ワーキンググループにおいては、政策統括官は、必要に応じ、会議の参集者以外の者の参集を求めることができる。
- (3) 会議は、その定めるところにより、ワーキンググループの意見をもって会議の意見とすることができる。
- (4) 会議は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (5) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

# 厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期） （平成19年3月30日厚生労働大臣決定）（抄）

## 第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

### 1 基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下のような方法により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

### 2 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、以下のような事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

イ 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更

ロ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

## 第11 政策評価の実施体制に関する事項

### 1 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局等、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、牽制及び補完をしつつ、政策評価を実施するものとする。また、政策評価担当窓口を別紙2のとおり定める。

（3）政策評価官室は、以下のような事務を行う。

- ① 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
- ② 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表
- ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
- ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
- ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
- ⑥ 有識者会議に関する庶務

### 3 政策評価に関する有識者会議（再掲）

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取する。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

## 政策評価に関する有識者会議ワーキンググループの編成について

### 1 趣旨

「政策評価に関する有識者会議開催要項」の3の(2)の規定に基づき、政策評価に関する有識者会議の参集者の協力を得て、個別の評価書の評価手法等の妥当性の検証を行うために、「労働・子育てワーキンググループ」(以下「労働・子育て WG」という)、「医療・衛生ワーキンググループ」(以下「医療・衛生 WG」という)、「福祉・年金ワーキンググループ」(「福祉・年金 WG」という)を編成する。

### 2 各 WG の担当分野

労働・子育て WG は主に労働・子育て分野を、医療・衛生 WG は主に医療・衛生分野を、福祉・年金 WG は主に福祉・年金分野を担当する。

### 3 検討事項

各 WG においては、次に掲げる事項を中心に議論する。

- ① 評価項目、指標の設定等、評価設計の妥当性について
- ② データの解釈、外部要因の解釈等、解釈の妥当性について
- ③ 外部からの検証可能性について
- ④ その他評価の妥当性について

### 4 各 WG の運営

- (1) 各 WG は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、原則公開とする。
- (2) 各 WG の庶務は、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。